

## 東浦町車いす貸与事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、在宅の身体障害者及び歩行困難な者に対し、車いすを貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

### (車いす貸与の対象者)

第2条 車いす貸与の対象者は、本町に住所を有する身体障害者及び歩行困難な者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において要介護又は要支援の認定を受けた者以外のものとする。

ただし、法に定める要支援1、2及び要介護1の認定を受けた者、並びに法に基づき福祉用具貸与申請中の者はこの限りではない。

### (申請及び決定)

第3条 車いすの貸与を受けようとする者は、車いす貸与申請書（様式第1）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかに適否を決定し、車いす貸与・却下決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

### (貸与期間)

第4条 車いすの貸与期間は、1か月以内とする。ただし、町長は必要に応じて貸与期間を延長することができる。

### (返却)

第5条 車いすの貸与を受けた者は、貸与期間中善良なる注意をもって用具を管理し、貸与期間が終了した場合は、清掃等を行ったうえで、速やかに返却しなければならない。

### (費用)

第6条 車いすの貸与に係る費用は、無料とする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 次の要綱は、廃止する。

（1）東浦町床ずれ防止マット及び特殊寝台等貸与事業運営要綱（昭和61年4月1日施行）

（2）東浦町車椅子貸与事業運営要綱（昭和62年11月1日施行）

（3）東浦町ポータブル浴槽貸与事業運営要綱（昭和58年4月1日施行）

## 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

車いす貸与申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所

氏名

電話番号 ( ) -

次のとおり車いすの貸与を申請します。

対象者	住所 東浦町大字 字 氏名 (申請者との続柄 ) 生年月日 年 月 日
申請身体状況	
期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 使用後は、清掃等を行い返却してください。

事務処理欄

貸出 No.	No.	
貸与	決定日	年 月 日
返却	返却日	年 月 日

様式第2 (第3条関係)

車いす貸与・却下 決定通知書

第 号

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました車いすの貸与について、次のとおり決定しましたので通知します。

貸 与 ・ 却 下		
貸 与 の 場 合	対 象 者	
	貸 与 期 間	
却 下 の 場 合	却 下 の 理 由	

注意事項

- 車いすは善良なる注意をもって管理してください。
- 貸与期間が終了した場合は、清掃等を行ったうえで、速やかに返却してください。
- 利用者が死亡又は転出したときは速やかに返却してください。